

しものせき宿泊応援キャンペーン事業 飲食店・土産店等の募集について

本事業は、市内宿泊施設及び飲食店・土産店等で利用できるクーポンを発行することにより、平日の宿泊需要を喚起し、観光客を市内の飲食店や土産店等へ能動的に送り出すことで、下関全体の経済波及効果を高めることを目的としています。宿泊代金の割引と地域通貨の進呈を組み合わせることで、平日における強力な誘客と市内周遊を促進し、下関の豊かな魅力を体験する機会を創出します。つきましては、本事業の対象となる宿泊施設を募集しますので、登録要件や事業趣旨を確認の上、下記の手続きによりご応募ください。

1. キャンペーンの概要

事業主体	下関市
管理運営（事務局）	しものせき宿泊応援キャンペーン事務局 （株式会社エイチ・アイ・エス）
クーポン券等名称	（ア）「宿泊応援クーポン」 （イ）「おトクーポン」
発行数	（ア）宿泊応援クーポン 35,000枚 （イ）おトクーポン 35,000枚
割引対象とする宿泊期間	令和8年9月1日（火）から令和8年12月25日（金） ※日曜日から金曜日にチェックインする宿泊 [土曜日、祝前日にチェックインする宿泊は対象外]
宿泊予約受付期間	令和8年7月15日（水）から ※但し、なくなり次第終了
宿泊割引適用チャネル	公式サイト（宿直）および指定OTA（じゃらん・楽天・Agoda）
おトクーポンの有効期間	1旅行（チェックインからチェックアウト日まで）
券等の配布対象者 及び配布の条件	配付期間内において、登録宿泊施設に1泊以上宿泊する者で、宿泊者1人につき1泊あたりクーポン券を1セット配布する。 （ア）「宿泊応援クーポン」 下関市内の宿泊施設で利用できるデジタルクーポン [1泊以上の宿泊につき2,000円] （イ）「おトクーポン」 下関市内の飲食店・お土産店等で利用できるデジタルクーポン [1泊以上の宿泊につき1,000円] ※宿泊料金に含まれる飲食料金には使用できない。 （ウ）1人1泊6,000円以上の宿泊プランを対象とし、連泊加算はなしとする。 （エ）宿泊応援クーポンの利用者に対し、必ずおトクーポンを配布すること。 （オ）下関市民を含む国内外の旅行者が利用可能とする。

2. クーポン券等の種類と使用範囲等

宿泊応援クーポン（宿泊代金割引）	
割引額	1人1泊につき2,000円（宿泊代金6,000円以上が対象） ※OTA経由の場合、適用は「予約単位」（※1）
割引対象施設	事前に登録した市内宿泊施設
割引対象期間	令和8年9月1日（火）から令和8年12月25日（金） ※日曜日から金曜日にチェックインする宿泊 [土曜日、祝前日にチェックインする宿泊は対象外]
宿泊予約受付期間	令和8年7月15日（水）から ※但し、なくなり次第終了
宿泊割引適用チャネル	公式サイト（宿直）および指定OTA（じゃらん・楽天・Agoda） ※事前登録時、施設ごとに適用チャネルの選択は可能とする

（※1）【宿泊応援クーポンの割引定義と適用条件】

指定OTA（じゃらん・楽天・Agoda）のシステム仕様に基づき、「1予約あたりの合計金額および人数」で適用判定を行います。1人1泊あたりの金額を算出して判定するものではありませんのでご注意ください。

■ 割引適用ルール（OTA経由の場合）

区分	適用条件（1予約あたり）	割引額（1予約あたり）
2,000円引クーポン	1名以上の利用 かつ 総額6,000円（税込）以上	2,000円
4,000円引クーポン	2名以上の利用 かつ 総額12,000円（税込）以上	4,000円

■ 具体的なクーポン対象イメージ（例）

例A【1名1泊】： 宿泊総額6,000円 → 2,000円割引対象

例B【1名2泊】： 宿泊総額10,000円 → 2,000円割引対象

1泊あたりの単価は5,000円ですが、1予約の総額が6,000円以上のため対象となります。

例C【2名1泊】： 宿泊総額12,000円 → 4,000円割引対象

例D【3名1泊】： 宿泊総額12,000円 → 4,000円割引対象

1人あたりの単価は4,000円ですが、2名以上の予約かつ総額12,000円以上のため対象となります。

おトクーポン（地域通貨）	
進呈額	1人1泊につき1,000円分
配布する場所	事前に登録した市内宿泊施設 ※チェックイン時にフロント等にてお渡し
使用対象店舗	事前に登録した市内の飲食店・土産店等 ※宿泊施設が運営する土産店等も含む
有効期間	1 旅行（チェックインからチェックアウト日まで）
使用するシステム	region PAY スマホアプリ + 紙クーポンの併用

3. 登録資格・申請手続き

(1) 登録資格

以下の(ア)から(キ)全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 下関市内に店舗等を有する事業者であること。

(イ) 飲食店においては、食品衛生法第52条第1項に基づく営業許可を取得している施設であって、主な営業が飲食サービス業である事業者、かつ飲食店としての営業の実態がある事業者であること。

(ウ) 土産店・小売店においては、観光客を対象とした土産品、特産品、雑貨等の販売を行っている事業者であること。

(エ) 本事業で使用するシステム(region PAY)を導入し、宿泊者が提示するデジタルクーポンおよび紙クーポンによる決済を適切に処理できること。

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)の第2条に規定される営業(第1項第1号から第3号までの営業を除く)を行っている施設ではないこと。

(カ) 「山口県暴力団排除条例(平成22年山口県条例第23号)」を遵守すること。

(キ) その他公序良俗に反しないこと、および本事業の趣旨に照らして事務局が不適当と判断する事業者でないこと。

上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがありますのでご注意ください。

(2) 申請手続き

登録を希望する飲食店・土産店等は、この募集内容に同意の上、下記の方法で期限までに登録申請を行ってください。

【登録申請方法】

専用ホームページの登録フォームに必要事項を記入して申請

【申請期限】令和8年6月15日(月) 17時まで

※期限後も申請は可能ですが、専用サイトへの掲載が公開時点(6月下旬)に間に合わない可能性があります。

(3) 登録認定

事務局で審査の上、「しものせき宿泊応援キャンペーン事業登録認定通知書【飲食店・土産店等】」

(又は、「登録不認定通知書」)を交付します。

(4) 登録の辞退

登録を辞退する場合には、「しものせき宿泊応援キャンペーン事業登録辞退届【飲食店・土産店等】」を登録を辞退する日の7日前までに、事務局に提出してください。

(5) 登録の取消

虚偽又は不正の方法により登録申請を行った場合又は規定に反する行為をしたと認めるときは、登録を取り消すことがありますので、ご注意ください。

4. 広告宣伝

事業内容及び登録宿泊施設、おトクーポン取扱店の情報は「しものせき宿泊応援キャンペーン事業」専用のホームページに掲載し、広く周知を行います。

ポスター等啓発資材は認定決定後事務局で指定する場所で受け渡しまたは郵送を行います。(詳細は後日お知らせします。)

5. 実施にあたっての注意事項

実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を順守してください。

(1) クーポン券等の適切な管理のほか、個人情報を適切に管理すること。

(2) 事務局との連絡手段が確保されていること。

※飲食店・土産店等は、事務局との間で迅速に連絡の取れる通信手段を複数確保する必要があります。連絡手段とは、施設の電話番号、施設のファックス番号、担当者の携帯番号、施設及び担当者のメールアドレスなどを指します。

※定休日以外の平日は、担当者不在時でも伝言を受け付けられる体制を確保してください。

6. 今後のスケジュール（予定）

6月15日（月） 飲食店・土産店等募集締切（17時締切）

6月下旬 ホームページに登録飲食店・土産店等を掲載

7月初旬 ポスター・ステッカー類及びマニュアルの配付

7月15日（水） 宿泊予約受付開始

9月1日（火） おトクーポン利用開始

7. 事務局による運営サポート

問い合わせ専用のサポートデスクを設置し、個別に伴走支援いたします。

しものせき宿泊応援キャンペーン事務局（株式会社エイチ・アイ・エス山口法人営業所）

担当：岩田、松江

Tel：050-1752-6251

Mail：shimonoseki-coupon@his-world.com